

定期報告対象となる病院、ホテル、就寝用福祉施設等について
(就寝利用する用途に限る)

I. 平成28年(2016年)6月1日の法改正で新たに法律に定められた規模(政令第16条、平28告第240号)

● 定期報告(建築物)	地階又は3階以上の階にⅡの用途がある建築物
	2階にⅡの用途が300㎡以上ある建築物
● 定期報告(防火設備)	Ⅱの用途に供する部分が200㎡以上

II. 用途

	用途
1	病院
2	診療所(患者の収容施設があるもの)
3	ホテル
4	旅館
5	簡易宿所
6	サービス付き高齢者向け住宅(共同住宅、寄宿舍)
7	老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するもの)
8	老人短期入所施設
9	養護老人ホーム
10	特別養護老人ホーム
11	軽費老人ホーム
12	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)
13	認知症高齢者グループホーム(寄宿舍)
14	小規模多機能型居宅介護の事業所
15	看護小規模多機能型居宅介護の事業所
16	介護老人保健施設
17	救護施設
18	更生施設
19	福祉ホーム
20	障害者グループホーム(寄宿舍)
21	障害者支援施設
22	障害福祉サービス事業(就寝利用のある自立訓練・就労移行支援の事業所)
23	障害児入所施設
24	母子保健施設
25	助産施設
26	助産所
27	乳児院
28	盲導犬訓練施設

《平成28年(2016年)6月1日法改正の趣旨》

避難弱者が就寝利用する施設の維持管理を適切に行い、火災などの災害があった場合に、防火設備が本来持つべき機能を発揮し、人命を確保すること。